



秋田県横手市の家きん飼養農場で

高病原性鳥インフルエンザが発生しました

令和3年11月10日、秋田県横手市で高病原性鳥インフルエンザ(H5N8 亜型)の患畜が確認されました。

当該農場で飼養されている合計約14万羽の採卵鶏が殺処分となりました。

また、韓国の野鳥においても、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されており、嚴重な注意が必要です。

家きんを飼養している皆様は、飼養衛生管理基準を守り、本病の侵入防止対策を徹底してください。

また、本病を疑う家きんを発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

高病原性鳥インフルエンザの症状

急激に死亡する鶏の数が増えたり、嗜眠・沈うつ状態、皮下出血、トサカや肉垂が暗青色化する、急激に産卵率が低下するなどの症状が見られる。



今すぐ、飼養衛生管理基準の重要 7 項目

を点検し、実施を徹底してください！

- ①衛生管理区域に立ち入る者の手指の消毒または専用手袋の着用
- ②衛生管理区域用の衣服及び靴の使用
- ③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
- ④家きん舎に立ち入る者の手指の消毒または専用手袋の着用
- ⑤家きん舎ごとの専用靴の使用
- ⑥野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ねずみ及び害虫の駆除

高病原性鳥インフルエンザの特定症状を呈している家畜を発見した場合は、速やかに青森家畜保健衛生所に連絡を！

電話 017 - 764 - 1744
休日・夜間 090 - 2274 - 0474

